

平成 30 年 5 月 18 日
30 年中間貯蔵施設地権者会
会 長 門馬 好春

5 月 12 日（土）第 4 回定期総会が会則に基づき開催・成立したことをご報告させていただきます。

会員の皆様にご承認を頂きました「平成 29 年度事業（活動）報告」「平成 30 年度事業計画等」の主なものを今回の会報で取り上げさせていただきました。

1. 役員を選任

門馬幸治会長が平成 26 年 12 月 17 日会設立の当初から 3 年 6 カ月に亘り会長を担ってこられました。このことから、会則第 9 条による役員任期は 2 年ですが、定期総会において「役員改選」を議案とさせて頂き、新会長、副会長が満場一致で選任されました。

役員・事務局一同、今後も会則の目的達成に向け、邁進する所存です。

会員の皆様には、引き続き、ご支援の程、宜しくお願い申し上げます。

会長（事務局長兼務） 門馬 好春 副会長 作本信一

顧問 門馬 幸治

門馬幸治前会長の退任あいさつ

平成 26 年 12 月 17 日当地権者会設立以来、会員の皆様方には、大変お世話になり大変有難うございました。今回、顧問として就任させて頂き引き続き古里の為に努めたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

門馬好春新会長の就任挨拶

会員の皆様には、大変にご苦勞の多い日々を過ごされているかと思えます。

第 4 回定期総会におきまして、会長職を皆様から満場一致で選任されたことから、その責任の重さを改めて感じて、皆様の期待に沿うべく、古里のために努力させていただきますので、ご支援ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

作本信一副会長就任挨拶

この度、副会長職を選任されたことから、門馬新会長とともに古里のために取り組んで参ります。宜しくお願い申し上げます。

2. 【第 4 回定期総会内容】

同封の定期総会承認資料の通り、第 1 号議案から第 6 号議案まで全会一致で可決・承認を頂きました。また、環境省が公共用地の取得に伴う損失補償基準の適用の間違いを是正しないため、門馬新会長が地権者会の方針と同じ趣旨の下、個人で東京簡易裁判所に調停を申し立てたことを報告しました。同基準の適用の是非を正すことは、地権者会活動への相乗効果が期待できることから、ご理解・支援を頂きまし

た。調停内容につきましては、団体交渉内容と共に本会報においてご報告をさせていただきます。

〈門馬会長挨拶の様子〉



〈門馬議長選任後の議事進行の様子〉



3. 【環境省との団体交渉内容等】

1月26日（金）第28回団体交渉をいわき市文化センターで行いました。土地価格と地上権補償についての交渉の内、環境省が福島県不動産鑑定士協会に依頼した定期的な『再評価』第2回目の不動産鑑定評価は、当初鑑定評価を算定した日本不動産研究所と提携・審査を受けるという不自然な内容で、独立した鑑定評価ではありませんでした。地上権の補償額でも環境省提示は補償基準を適用した算定より明らかに低いことが、行政文書「開示請求」により取得した書面等で検証した結果、確認・判明しました。環境省は何故低い補償金額を提示したかについて回答ができませんでした。また、30年間の地上権補償は、4年半の仮置き場等補償より低額であり、公平性を欠いていることなども含めて、環境省の地上権補償の問題点・矛盾点の多くがより鮮明に明らかになりました。

環境省のこのルールに基づかない算定による補償は、憲法第29条の財産権の侵害にもあたります。なお、第29回の団体交渉について現在環境省と日程の調整中です。

〈第28回交渉状況〉



〈環境省側左から2人目が藤原調整官〉



4. 【環境省説明会】

5月12日（土）10時から12時までいわき市文化センターにおいて、第2回環境省説明会が開催されました。環境省の説明の後、皆様から安全や用地補償・用地交渉について多くの質問が出されました。用地補償については、皆様から環境省の不誠実・不適切な対応について、見直しを求める声が多く出されました。環境省として、第1回説明会と同様に、後日回答文書を提示することになっております。同日午後の定期総会におきましても、環境省の不適切・不誠実な対応について改善を求める文書を提出することが提案され承認されました。



5. 【東京簡易裁判所における調停の主な見直し内容等】

3月6日（火）環境省の一方的な地上権の算定補償に対し、補償基準第24条「地表限定」を適用し算定した補償をすることを国に対して求めた申立てを門馬好春個人として東京簡易裁判所に行いました。第1回調停には越前谷元紀弁護士とともに4月19日（木）出席し、裁判官と調停委員に対して、明治学院大学元教授熊本一規先生の意見書等の提出とともに申立の趣旨説明を行いました。その後、国側が6名出席し説明を行い、最後に国側と同席し次回調停日を6月21日（木）と決定いたしました。

6. 【今後の交渉方針】

国の基本交渉方針は、ルール外の低い補償で、地権者が疲れて、根負けするのを待つことと、地権者がわからなければ、知らない人が悪いという論法で進めています。「補償価格の問題・用地交渉の問題」然りです。会員の皆様と共にルールに基づいた声を出し続けていきましょう。



添付書類 (1) 第 4 回定期総会承認資料・同別紙含む
(2) 3 月 7 日・調停申立東京新聞記事、4 月 4 日・東京新聞記事
(作成者・問い合わせ先：30 年中間貯蔵施設地権者会 事務局長 門馬好春)

PC メール mommayoshiharu@gmail.com

[携帯アドレス mommayoshiharu@ezweb.ne.jp](mailto:mommayoshiharu@ezweb.ne.jp)

携帯電話 090-3533-5515

※問い合わせは氏名を記載の上、メールでお願いします。